

鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ合宿等の誘致を図り、もって本市の経済振興に資するため、本市で合宿を実施する県外の団体に対し、予算の範囲内において鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、県外にある高等学校又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）の学生で構成される運動系若しくは文化系の団体とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付要件)

第3条 奨励金の交付対象となる合宿は、次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 宿泊数が連続2泊以上で、かつ、延べ宿泊数（合宿の参加人数に宿泊数を乗じて得た数）が30泊以上であること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に係る市内の施設に宿泊するものであること。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - ア 教育施設に付随する施設
 - イ キャンプ場
 - ウ その他奨励金の趣旨に合致しないと認められる施設
- (3) 各種大会の開催に係る会議等への参加のみを目的とするものでないこと。ただし、市長が特に認める場合を除く。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1団体1回につき、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額（以下「宿泊に係る奨励金」という。）とし、20万円を上限とする。ただし、宿泊に係る奨励金の額が上限に達

しなかった場合に限り、10万円を上限として、市内のバス・レンタカー会社からの車両借上料の2分の1を加算することができるものとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、合宿の終了日から起算して14日以内に、鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊者数証明書（別記第2号様式）

(2) 利用月日が記載されたバス借上げに係る領収書（前条ただし書の規定により奨励金の額にバス借上料を加算する場合に限る。）

(奨励金の交付決定及び額の確定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により、申請人に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（別記第4号様式）により市長に奨励金の請求を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）